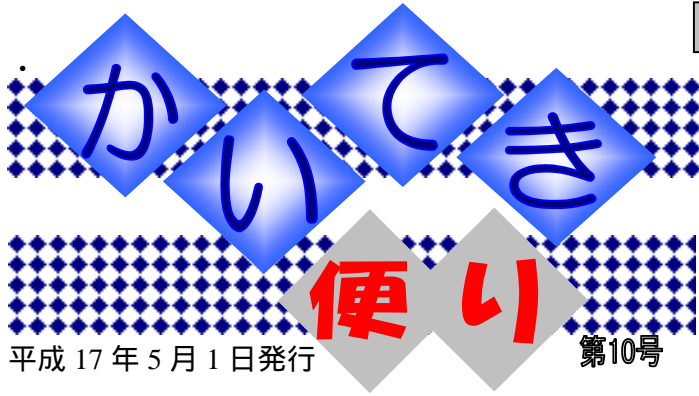


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



最近の動向
「報酬改定検討スケジュール示される」
制度改正
「旧措置入所者利用料軽減措置 5 年間延長」
報酬算定・運営基準の Q & A
「ケアプランを作成したが、利用者の都合によりサービス利用実績がなかった場合、居宅介護支援費は算定できるの？」
お知らせ
「『高齢者虐待防止パンフレット』作成」
「在宅における ALS 以外の療養患者等へのたんの吸引」
「かいてき便り第 9 号の訂正」

報酬改定検討スケジュール示される

最近の動向

さる 4 月 12 日、灘尾ホールにて、全国介護保険担当課長会議が開催されました。今回の会議では、今後の介護報酬改定に関するスケジュール案が示され、介護保険関連法案の成立後、省令・告示等に関する具体的な改定事項について検討されることとなっています。介護保険施設等における食費・居住費の見直し等については、本年 7 月に諮問・答申が行われ、8 月に介護報酬告示・指定基準が公布される予定です。その他全般の報酬改定事項については、平成 18 年 1 月に諮問・答申が行われ、同年 2 月末に介護報酬告示・指定基準が公布される予定です。

されました。その中で、新予防給付対象者に関するスクリーニングのモデル事業の実施(認定)や、新予防給付に関するアセスメントツールの開発及びケアプラン様式等の作成(ケアマネジメント)、また、新たに導入するサービスについて、各サービスのマニュアルの作成(給付)が、今年度取組んでいく主な課題として挙げられています。

また、介護予防に関する準備スケジュールについても示

介護予防に関する取組課題

要介護認定	サービスの提供体制		
モデル事業等	ケアマネジメント	新サービス	市町村支援
モデル事業(第一次)実施(7月)	新予防給付に関するアセスメントツール等の提示(12月)	新サービスのマニュアル概要(案)の提示	事業計画に盛り込む事項(案)の提示(4月)
モデル事業(第二次)実施(11月)	介護予防ケアマネジメント指導者研修実施(1月・2月)	・ 運動器 ・ 栄養改善 ・ 口腔機能 ・ うつ予防 他	地域支援事業のメニューの提示(8月)
認定調査員等のマニュアル提示(12月)		(8月)	

旧措置入所者利用料軽減措置 5 年間延長

制度改正

介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した者については、制度施行後 5 年間まで、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないように負担軽減措置が講じられていました。本軽減措置は、平成 17 年 3 月 31 日をもって終了となる予定でしたが、未だ対象者が多数にのぼること等から、さらに有効期限が 5 年間延長されることとなりました。

なお、平成 16 年度に交付された標準負担額減額認定証及び利用者負担額減額・免除等認定証の有効期限が平成 17 年 3 月 31 日となっている場合でも、要介護被保険者である旧措置入所者に係る認定証については、平成 17 年 5 月 31 日まで有効なものとして取り扱ってよいこととなりました。

【旧措置入所者の利用者軽減措置】

対象者

介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者

負担軽減措置の内容

利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう利用料、食費負担を軽減
利用料：0%、3%、5%、10%

食費：0～300円、300円、500円、780円/日

実施期間

法施行後 5 年間(平成 17 年 3 月 31 日まで)からさらに 5 年間延長

Q: ケアプランを作成したが、利用者の都合でサービス利用実績が無かった場合、居宅介護支援費は算定できるの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 居宅介護支援費を算定するにあたっては国保連への給付管理票の提出が必要です。ケアマネジャーは、利用者への適切な課題分析(アセスメント)に基づいて居宅サービス計画を作成しますが、月末に実施状況の把握(モニタリング)を行った際、実際に居宅サービス計画に沿ったサービス利用実績がなかった場合には、給付管理票の提出が生じないため、居宅介護支援費を算定することはできません。

同様に、月を通してグループホームもしくは特定施設入所施設サービスの利用しかないケースや、居宅療養管理指導の利用だけしかない場合等については、利用者へのアセスメントを行ったとしても、給付管理票の提出を行わないため、報酬を算定することはできません。

請求の前には必ずサービス利用実績の確認を行い、間違いのないよう、正しい請求を行いましう。

「高齢者虐待防止」パンフレット作成 **お知らせ**

制度施行後、介護の社会化が進み、実態の把握の難しかった高齢者に対する虐待が顕在化してきています。東京都では、高齢者や家族を支える地域関係者が高齢者虐待の予防と解決に取り組む足がかりとなるパンフレットを作成しました。

本誌の主な内容

虐待とは何か……身体的な虐待だけでなく、様々な形態があります。

虐待の背景……要因は複合的。介護疲れだけではありません。

被虐待者の8割が認知症……正しい理解とケアがリスク軽減の第一歩

解決への道筋……まずは虐待の形態と深刻さの程度に応じて問題整理

程度に応じた対応……見守りから緊急事態対応まで など

高齢者虐待は、どこの家庭でも起こりえます。介護保険サービスに携わる皆さんが虐待に関する正確な知識を持ってケアにあたることで、高齢者と介護する家族を支え、虐待を予防することや、早期発見することが期待されています。本パンフレットについては、東京都福祉保健局HP (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/gyakutai/1index.html>) に掲載されています。

在宅におけるALS以外の療養患者等へのたんの吸引 **お知らせ**

この度、厚生労働省所管の研究会において、「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いに関する報告書」が取りまとめられました。この中で、たんの吸引は医行為であるとの前提のもと、専門的排たん法を実施できる訪問看護を積極的に活用すべきだが、ALS患者に対するたんの吸引を容認するのと同じ条件の下で、家族以外の者がたんの吸引を実施することは、当面のやむを得ない措置として許容されるものとの考えが示されました。報告書については、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/s0310-4.html>) に掲載されています。

「かいてき便り第9号」の訂正 **お知らせ**

「かいてき便り第9号」に一部間違いがありましたので、下記のとおり訂正願います。

【訂正箇所】

裏面上段「報酬算定・運営基準のQ & A」の回答の1行目

誤: 「夜間加算(午後6時から8時)」 正: 「夜間加算(午後6時から10時)」

裏面下段「お知らせ」の枠内の6行目

誤: 「利用者負担額 10,294円(総費用額 21,547 - 10,392 - 861)」

正: 「利用者負担額 1,294円(総費用額 21,547 - 19,392 - 861)」